

船舶事故等調査報告書

平成23年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第23号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年2月11日（金、祝日） 19時30分ごろ	
発生場所	広島県尾道市尾道糸崎港第1区 尾道糸崎港戸崎北防波堤西灯台から真方位265°630m付近 （概位 北緯34°23.9′ 東経133°14.4′）	
事故等調査の経過	平成23年2月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	モーターボート ^{せんりょう} 千漁丸、4.98トン	
船舶番号、船舶所有者等	295-44733岡山、マリンポートサービス有限会社	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	舵軸が曲損、プロペラ翼に欠損	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、船首約0.2m、船尾約1.0mの喫水で尾道糸崎港内の歌棧橋を離棧後、尾道糸崎港内を対地速力約3～4ノットで手動操舵により北進中、平成23年2月11日19時30分ごろ浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、浅所の存在を知っており、夜間、歌棧橋付近を航行するのは初めてであったものの、正確な浅所の場所を把握していなかった。</p> <p>船長は、乗揚後、潮が満ちるのを待って自力で離礁し、航行を再開した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、尾道糸崎港内を北進中、船長が、歌棧橋付近の浅所の場所を把握していなかったことから、浅所に向けて航行して乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、本船が、尾道糸崎港内を北進中、船長が、歌棧橋付近の浅所の場所を把握していなかったため、浅所に向けて航行して乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	